

証券コード 6092
2022年6月9日

株 主 各 位

東京都千代田区鍛冶町二丁目2番2号
株式会社エンバイオ・ホールディングス
代表取締役社長 西 村 実

第23回定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、株主様の安全及び感染拡大防止のため議決権行使書用紙（郵送）により事前に議決権を行使いただき、株主総会当日の来場はお控えいただくよう、引き続きお願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午後1時
※受付開始時刻は、午後0時30分を予定しております。
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
御茶ノ水ソラシティ 1階 ソラシティカンファレンスセンター Room C
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
※株主様の安全を第一に考え、本総会では新型コロナウイルス感染症対策をとらせていただきます。(3頁ご参照)
3. 目的事項
報告事項 1. 第23期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第23期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ◎ 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://enbio-holdings.com/ir>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
- ①. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」並びに「会社の支配に関する基本方針」
 - ②. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③. 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- したがって、本招集ご通知添付書類に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://enbio-holdings.com/ir>）に掲載させていただきます。
- ◎ 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産をご用意いたしておりません。

【新型コロナウイルス感染症対策等に関するお知らせ】

新型コロナウイルスの感染状況に鑑み株主様の安全及び感染拡大防止のため、株主総会におきまして以下の対策を行います。株主様におかれましては何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

- ①. **株主総会当日の来場は極力お控えいただき、議決権行使書用紙による事前行使（郵送）を是非ご利用ください。**
- ②. 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、健康状態に十分ご留意いただき、発熱等、体調不良の場合は議決権行使書用紙による事前行使（郵送）をご利用いただき、来場をお控えください。
- ③. 株主総会会場にご来場の株主様におかれましては、マスクの常時着用、受付での検温・消毒液による消毒及び議決権行使書用紙の提出をお願いいたします。
- ④. 株主総会会場内では、座席の間隔を確保するため、株主様のご入場を制限させていただく場合がございますので、予めご了承をお願いいたします。
- ⑤. 株主総会に出席する取締役、監査役及び運営スタッフも、マスクを着用して対応させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で一部に弱さがみられます。また、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスク、感染症による影響を十分注意する必要があります。

当社グループの業績に大きな影響を及ぼす不動産業については土地取引件数に持ち直しの傾向がみられ、建設業については住宅建設は弱含んで推移し、設備投資に伴う建築工事は持ち直しの動きが見られます。

子会社を展開する中国では環境規制の強化が土壤汚染対策の追い風となっていますが、景気の回復テンポが鈍化し、固定資産投資の伸びも低下しており、経営環境は予断を許さない状況が続いております。

このような背景のもと、土壤汚染対策事業を中心にグループの総合力を活かして、ブラウンフィールド活用事業や自然エネルギー事業を積極的に展開いたしました。

土壤汚染対策事業においては、昨年受注した大型案件の工事が完了したことに加えて原価率の改善が進んだことから増収増益となりました。ブラウンフィールド活用事業においては、販売件数の増加に加えて株式会社土地再生投資の大型物件の売却が完了したことから増収増益となりました。自然エネルギー事業においては、所有・管理している各発電所からは安定した売電収入が得られました。

その結果、当連結会計年度の売上高は8,987,865千円（前連結会計年度比31.4%増）となりました。期初から不動産市況が活況であることが追い風となり、各セグメントにおいて大幅な増収となりました。

経常利益は1,197,971千円（同102.2%増）となりました。増益の主な要因は売上高の増加に加えて、土壤汚染対策事業において、原価率改善の取り組みが奏功したことによるものであります。

親会社株主に帰属する当期純利益は654,055千円（同115.1%増）となりました。

以下に各事業セグメントの状況を報告いたします。

土壌汚染対策事業

売上高
4,600百万円
(前連結会計年度比40.6%増)

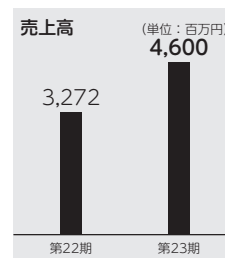
土壌汚染対策工事の案件数は不動産市場が活況のため減少しておりませんが、用地仕入の競争が厳しくなっていることから、開発事業者が土壌汚染の対策に関連する予算を縮小化する傾向が見られます。そのような市場の変化に対応した結果、完全浄化ではなく土壌汚染の管理を目的とした対策手法（以下「リスク管理型手法」という。）の受注が増えました。前連結会計年度と比べて高原価率案件の割合が減り、施工効率改善の効果もあったことから、増収かつ大幅な増益となりました。

リスク管理型手法は、脱炭素を目指す社会的な環境側面からも推奨されるものであり、将来的には主流になると期待され、今後リスク管理型手法の割合は増加すると見込んでおります。リスク管理型手法では汚染が一部残置されるため、事業主・周辺住民・金融機関等の利害関係者間の調整のためのコンサルティング力が不可欠であります。今後は、そのような案件にも対応できるコンサルティング力の高い人材の育成に注力し、受注の拡大を図ります。

また、現業から派生したインフラ分野でのサービスの中で将来性が高い分野に投資し、環境サービスの範囲を拡大することにより、将来的な増収を目指してまいります。

中国では日系企業の工場移転、事業撤退に伴う土壌汚染対策の動きが増え、修復工事を受注いたしました。新型コロナウイルス感染症再拡大への警戒が続き不安定な要素はありますが、当面は日系企業への営業に注力してまいります。

その結果、売上高は4,600,497千円（前連結会計年度比40.6%増）となり、セグメント利益は607,619千円（同957.1%増）となりました。



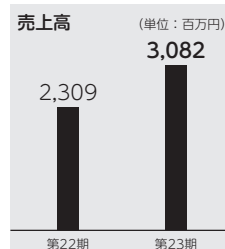
ブラウンフィールド 活用事業

売上高
3,082百万円
(前連結会計年度比33.5%増)

株式会社エンバイオ・リアルエステートでは、大手仲介業者や銀行系仲介業者を中心に相対で進められる案件の情報収集を行い、13物件を仕入れました。購入した物件の中には、土壤汚染が検出された金属加工工場跡地や印刷工場跡地の物件もあります。販売に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響に関係なく上半期に大半の物件を売却する事ができ、12物件の販売を行いました。販売した物件の中には、浄化後に一般法人に売却した物件や工場の改修工事とリーシングを行った後に売却した物件もあります。

大規模な土壤汚染地を扱う株式会社土地再生投資では、解体・土壤浄化工事を実施した白井市内の案件を売却しました。仕入に関しては不調に終わったため、営業活動方法を再構築して取り組んでまいります。また、デベロッパー等への土壤汚染コンサルティング業務を7件受託いたしました。

その結果、売上高は3,082,672千円（同33.5%増）となり、セグメント利益は422,533千円（同14.8%増）となりました。



自然エネルギー事業

売上高
1,304百万円
(前連結会計年度比3.6%増)

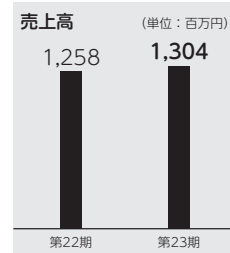
当連結会計年度末における国内外の再生可能エネルギー発電所は開発中含め40か所、総発電量45MW（うち稼働中は約39.5MW）となっております。

新たに北海道において太陽光発電所（約2,000kW）の開発を開始（2022年7月完成予定）しました。また草加市（693kW）と八潮市（561kW）のセカンダリー太陽光発電所を新たに取得しました。ヨルダンにて、第4号案件（2022年4月完成）とドバイにて、第1号案件（2022年11月完成予定）の開発に着手しました。また、株式会社シーアールイー（以下「CRE」という。）との共同出資により、株式会社エンバイオC・エナジーを設立いたしました。CREが開発する物流施設「ロジスクエア」の屋根を活用したグリーン電力供給を主な事業としており、積極的に展開してまいります。

FIT価格低下に伴い、国内太陽光案件を取り巻く状況が厳しくなっており、海外を含む新規案件の情報収集及びセカンダリー案件の検討に注力しております。

なお、2021年5月に宮城県沖、9月に石川県能登地方、10月に千葉県北西部、2022年3月に宮城県沖を震源とする地震がありました。本地震による当社（グループ会社含む）発電所への影響はありませんでした。

その結果、売上高は1,304,695千円（同3.6%増）となり、セグメント利益は236,189千円（同5.6%減）となりました。



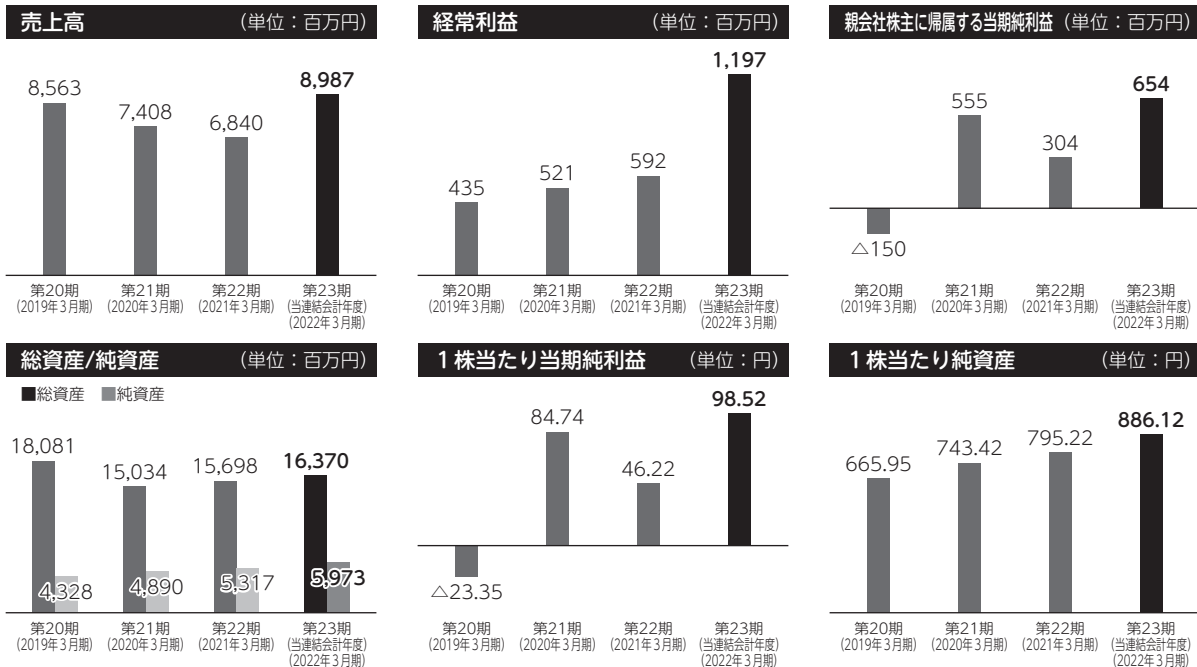
② 設備投資の状況

当連結会計年度において、実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,099,595千円で、その主なものは、ブラウンフィールド活用事業の土地等にかかる投資430,704千円及び自然エネルギー事業の太陽光発電所の建設等に係る投資658,991千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループの所要資金として、金融機関より短期及び長期借入金3,530,424千円を調達し、3,949,552千円を返済いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



区 分	第20期 (2019年3月期)	第21期 (2020年3月期)	第22期 (2021年3月期)	第23期 (当連結会計年度 (2022年3月期))
売上高(百万円)	8,563	7,408	6,840	8,987
経常利益(百万円)	435	521	592	1,197
親会社株主に帰属する 当期純利益または親会社株主に 帰属する当期純損失(△)	△150	555	304	654
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△) (円)	△23.35	84.74	46.22	98.52
総資産(百万円)	18,081	15,034	15,698	16,370
純資産(百万円)	4,328	4,890	5,317	5,973
1株当たり純資産額 (円)	665.95	743.42	795.22	886.12

(注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会 社 名	資本金(千円)	当社の議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社インバィオ・エンジニアリング	40,000	100	土壌汚染対策事業
恩拜欧(南京)環保科技有限公司	159,495	100	土壌汚染対策事業
株式会社インバィオ・リアルエステート	10,000	100	ブラウンフィールド活用事業
株式会社土地再生投資	45,500	60	ブラウンフィールド活用事業
ソーラー年金株式会社	6,660	100	自然エネルギー事業
太陽光パーク2合同会社	10	100	自然エネルギー事業
ウエガ・ソーラー合同会社	1,000	100	自然エネルギー事業
アルタイル・ソーラー合同会社	1,000	100	自然エネルギー事業
株式会社インバィオ・イシカル・フーズ	3,000	100	自然エネルギー事業
株式会社インバィオC・エナジー	10,000	85	自然エネルギー事業
Enbio Middle East FZE LLC	319,860	100	自然エネルギー事業
Enbio Lel Taqa FZC LLC	-	80	自然エネルギー事業

(注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

2. 2021年9月10日に、主要株主である株式会社シーアールイーと共同出資により株式会社エンバィオC・エナジーを設立し、連結子会社といたしました。

3. 恩拜欧(南京)環保科技有限公司は、2021年11月9日付で増資を行い、資本金が増加しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する土壤汚染関連業界の国内市場は、土壤汚染対策法の一部改正により土壤汚染調査の契機が拡大し、年間の調査件数は増加傾向が続いておりますが、浄化工事を伴わない措置の増加や競合企業間の競争激化により工事単価の低価格化が進行し、市場規模は減少傾向にあります。また中国では、土壤浄化を事業機会と捉えた大手企業の新規参入が相次いであります。

収益拡大のためには、土壤汚染調査と土壤汚染浄化工事だけでなく、それらと連動する土壤汚染地の買い取りや利活用サービスを包括的に市場に投入して顧客の幅広いニーズに応えることが不可欠だと認識しております。そのために以下のような課題に取り組み、競合他社とのより一層の差別化を図ることにより、業容の拡大に努めてまいります。

また、自然エネルギー事業については、固定買取制度（FIT制度）の買取価格が年々低下し、新規の太陽光発電所の収益性が低下しているため、FIT制度に依存しない事業スキームの構築が課題となっております。

① 土壤汚染対策事業とブラウンフィールド活用事業との相乗効果の最大化

当社グループは、株式会社エンバイオ・リアルエーストを通してクリーニング工場やガソリンスタンド等の小規模な土壤汚染地の買い取り・浄化・再販事業（ブラウンフィールド活用事業）で数多くの実績を蓄積してまいりました。蓄積したノウハウを中規模から大規模な土壤汚染地の買い取り・浄化・再販事業へ展開するべく、物流不動産事業を本業とする株式会社シーアールイーと合併で株式会社土地再生投資を設立いたしました。土壤汚染地の出口戦略の多様化と規模の効果を追求することによって土壤汚染対策事業とブラウンフィールド活用事業との相乗効果の最大化を目指します。産業用地の土地取引における潜在的な売手となるメーカー等土地所有者の情報入手とアプローチが課題であると認識しております。グループ横断的なコンサルティング営業展開を徹底し、土壤汚染対策から土壤汚染地活用までのワンストップソリューションによる事業拡大に努めてまいります。

② 土壤汚染対策事業における品質管理及びリスク管理の強化

土壤汚染対策事業においては、顧客開拓が奏功し大型の土壤汚染対策工事が増えてまいりました。大型案件については、品質管理や原価管理の巧拙により利益が上振れたり下振れたりする事業リスクが、大きいと認識しております。営業担当、技術担当、工事担当が複眼的に案件を俯瞰する品質管理体制を徹底して品質の向上と原価の低減を図るとともに、安全品質管理室を中心に安全対策のより一層の徹底を図ることでリスク管理に努めてまいります。

③ 土壌汚染対策事業における多様な技術及びノウハウによる競争力の強化

現在までに多数の企業の参入と様々な土壌浄化技術が実用化された結果、国内では土壌汚染対策の汎用化が進み、競合企業間での競争が激しく、工事単価の低価格化が進んでおります。こうした市場環境においては、コストの高い掘削除去に偏重していた顧客ニーズが変化しているため、多様な技術やノウハウによる高付加価値サービスを提供して他社との差別化を図ることが、競争力強化の鍵と認識しております。様々な工法に迅速に対応できるように技術戦略室を中心に新技術・新工法の開発、導入、提案体制を強化し、大学との共同研究による汚染物質分解微生物の開発、米国から新たな原位置透過壁工法の導入、新規対象物質（PFOA、PFOS）の対策技術の開発等を行っております。

施工実績数と事故率の低さで審査を通過し国内企業では初めて付保できた責任施工保証保険とこれまで蓄積してきた土壌浄化工事の設計・責任施工ノウハウを裏付けとして土壌汚染対策工事の費用総額を保証するサービス（プレアセスメント調査）を商品化しました。土壌汚染リスクを早期に確定させたい土地所有者やデベロッパー向けのリスク移転商品として拡販を行ってまいります。

④ 中国市場展開の収益化

土壌汚染対策事業の中長期的な成長エンジンとして、環境規制の強化により土壌汚染対策の需要が本格化する中国市場に当社グループが日本国内市場で培ってきた技術ノウハウを展開することが重要との認識で、2018年3月に100%子会社として恩拜欧（南京）環保科技有限公司を設立いたしました。

2019年1月に土壌汚染防治法が施行されたことにより、中国の土壌汚染対策市場は黎明期から拡大期を迎えようとしております。同社を通じた日系企業向けの土壌汚染対策を柱とする環境保全サービスによる業容の拡大と収益化に努めてまいります。

⑤ 自然エネルギー事業の強化

自然エネルギー事業は、土壌汚染地の有効活用的一方策としてスタートいたしましたが、順調に発電能力を拡大しながら発電事業のノウハウを蓄積した結果、安定した収益基盤として当社の成長を支えるストック型の独立した事業セグメントに成長いたしました。当社が安定的に成長し続けていくためには、フロー型の土壌汚染対策事業やブラウンフィールド活用事業とストック型の自然エネルギー事業とのバランスが重要と考えております。

自然エネルギー事業の継続的な拡大は今後も戦略的に重要となりますが、国内での新規の太陽光発電事業の採算は低下しているため、FIT制度に依存しない事業スキームの構築や太陽光発電に代わる発電事業及び海外市場への進出等の新たな事業展開を検討しております。検討済みの有望案件から順次事業化するように努めてまいります。

⑥ 人材の確保、育成

事業の継続的な発展を実現するためには、優秀な人材を十分に確保することが不可欠ですが、近年、建設技術者が逼迫しているため、人材の採用が課題であると認識しております。新卒の採用活動に力を注ぐ一方、高い専門性を有する人材、中国で活躍できる人材及び管理職者の獲得に幅広いルートを活用するとともに、教育研修制度の拡充、外部ノウハウの活用などを通して社内人材の育成に注力してまいります。

⑦ 新型コロナウイルス後の社会への備え

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、経済活動を停滞させ生活様式に大きな変容をもたらしました。現行の事業のあり方や働き方に対しては、大きな変革が迫られており、この流れは感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中でも止むことなく進み、それに対する備えが不可欠だと認識しております。在宅勤務の本格的な導入に備えた整備やDXによるビジネスプロセスの見直しを軸に働き方改革の推進に努めてまいります。

⑧ サステナビリティ経営の強化

当社グループでは、経営理念でSDGsへの貢献を掲げており、重要課題と定めたサステナビリティ課題への本業を通じた貢献を目指しております。より一層のサステナビリティ経営を目指して、本業の戦略策定へのSDGsの活用に加えて、人的資本を重視し、コンプライアンスを前提として、多様な人材がチャレンジできる組織の創造と積極的な情報開示に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当企業集団は、主要なものとして土壌汚染対策事業、ブラウンフィールド活用事業及び自然エネルギー事業を行っておりますが、各事業の主な内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
土壌汚染対策事業	土壌汚染の調査、浄化工事の設計・施工、施主へのリスクコンサルティング及び原位置調査・原位置浄化に使用する機器・資材・浄化用薬剤の輸入販売を行う事業
ブラウンフィールド活用事業	土壌汚染地を現状有姿でリスクを見込んで購入して、浄化後に再販・賃貸する事業
自然エネルギー事業	再生可能エネルギーを利用した売電事業

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

本	社	東京都千代田区
---	---	---------

② 子会社及び関連会社

株式会社インバ イオ・エンジニアリング	本社 (東京都千代田区) 千葉支店 (千葉県千葉市) 関西支店 (大阪府大阪市) 沖縄営業所 (沖縄県那覇市) インバ イオTOKYO R&Dセンター (埼玉県川越市)
恩拜欧 (南京) 環保科技有限公司	本社 (中国南京市)
株式会社インバ イオ・リアルエステート	本社 (東京都千代田区)
株式会社土地再生投資	本社 (東京都千代田区)
ソ - ラ - 年 金 株 式 会 社	本社 (東京都千代田区)
太 陽 光 パ - ク 2 合 同 会 社	本社 (東京都千代田区)
ウ ェ ガ ・ ソ - ラ - 合 同 会 社	本社 (東京都新宿区)
ア ル タ イ ル ・ ソ - ラ - 合 同 会 社	本社 (東京都新宿区)
株式会社インバ イオ・イシカル・フ ロダクツ	本社 (東京都千代田区)
株式会社インバ イオC・イナジ -	本社 (東京都千代田区)
Enbio Middle East FZE LLC	本社 (Ajman UAE)
Enbio Lel Taqa FZC LLC	本社 (Ajman UAE)

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数(名)	前連結会計年度末比増減
土壌汚染対策事業	66	2名減
ブラウンフィールド活用事業	3	-
自然エネルギー事業	0	-
全社(共通)	11	1名増
合計	80	1名減

(注) 上記の使用人数には、派遣社員、契約社員、嘱託、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
11名	1名増	42.5歳	5年

(注) 上記の使用人数には、派遣社員、契約社員、嘱託、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高(千円)
株式会社みずほ銀行	2,925,682
株式会社りそな銀行	2,102,891
株式会社三井住友銀行	1,171,846

- (注) 1. 株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行からの借入額には、株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケートローンによる借入金残高が一部含まれております。
2. 株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケートローンは以下のとおりです。
- | | |
|-------|-------------|
| 組成金額 | 3,900,000千円 |
| 借入金残高 | 3,053,310千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数11,140,000株

② 発行済株式の総数 6,675,200株 (自己株式30,344株を含む)

(注) ストック・オプションの行使による新株発行等により、発行済株式の総数は26,500株増加しております。

③ 株主数 3,751株

④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 シ ー ア ー ル イ ー	1,280,000	19.26
西 村 実	509,100	7.66
中 村 賀 一	432,000	6.50
平 田 幸 一 郎	200,000	3.01
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	99,700	1.50
モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー M U F G 証 券 株 式 会 社	95,500	1.44
中 間 哲 志	80,500	1.21
野 村 証 券 株 式 会 社	67,585	1.02
さ く ら G S 株 式 会 社	60,000	0.90
荒 川 健 人	58,000	0.87

(注) 上記大株主の状況に記載の中村賀一 (当社取締役) の所有株式数は、本人及び親族が株式を保有する資産管理会社の株式会社ジーエヌピーが所有する株式数70,000株を含めた実質所有株式数を記載しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く）	33,000株	5名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「③取締役及び監査役の報酬等の額」（18頁）に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

イ. 自己株式の取得

2021年5月26日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項を決議し、同決議に基づき自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び総数	普通株式	70,000株
取得価額の総額		43,848千円
取得期間		2021年5月27日～2021年6月17日

ロ. 自己株式の処分

2021年7月16日開催の取締役会において、自己株式の処分に係る事項を決議し、同決議に基づき、2021年8月13日付で譲渡制限付株式報酬を目的とした自己株式の処分を実施いたしました。

自己株式処分額	普通株式	47,800株
処分価額の総額		29,205千円
処分日		2021年8月13日

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西村 実	経営全般
専務取締役	中村 賀一	最高財務責任者 海外事業推進担当
取締役	草場 周作	土壌汚染対策事業担当 ㈱エンバイオ・エンジニアリング 代表取締役
取締役	山本 敏仁	ブラウンフィールド活用事業担当 ㈱エンバイオ・リアルエステート 代表取締役
取締役	横溝 透修	自然エネルギー事業担当 太陽光パーク2 合同会社 職務執行者
取締役	亀山 忠秀	㈱シーアールイー 代表取締役社長
取締役	小竹 由紀	
常勤監査役	高山 和夫	
監査役	星野 隆宏	K&L Gates 外国法共同事業法律事務所 パートナー
監査役	平田 幸一郎	(有)アドバンスワン 取締役社長 平田公認会計士事務所 所長 ビープラッツ(株) 社外監査役 ランサーズ(株) 社外監査役
監査役	行川 一郎	

- (注) 1. 取締役亀山忠秀氏、小竹由紀氏は、社外取締役であります。
2. 監査役高山和夫氏、星野隆宏氏、平田幸一郎氏、行川一郎氏は、社外監査役であります。
3. 監査役星野隆宏氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役平田幸一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、取締役小竹由紀氏、監査役高山和夫氏、監査役星野隆宏氏及び監査役行川一郎氏を指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は2021年7月16日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容については報酬委員会で承認されております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりであります。

1. 基本方針

取締役の報酬決定の透明性、公正性を図ると同時に企業価値の持続的な向上、優秀な人材を確保することができる報酬とするため、業績の推移及び各職責に相応した適正な水準とすることを基本方針としています。

2. 取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針及び取締役に対し報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、金銭報酬である固定の月額基本報酬（以下「基本報酬」という。）及び非金銭報酬等としての譲渡制限付株式の交付で構成され、業績連動報酬等は支給しません。

社外取締役には、基本報酬のみを支給し、非金銭報酬等としての譲渡制限付株式の交付は行いません。なお無報酬の社外取締役には基本報酬、業績連動報酬等ともに支給しません。

取締役の基本報酬は、1999年6月23日開催の臨時株主総会で定められた取締役報酬総額（年額200百万円）並びに役員報酬規程及び担当職務、業績、及び貢献度等を反映した具体的な配分方法を定めた内規にしたがって算定された範囲内で、4に定めた方法で、支給額を決定します。

非金銭報酬等としての譲渡制限付株式の交付については株主との一層の価値共有を進め、当社の企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるために、中期経営計画と連動する形で必要に応じて交付することとし、譲渡制限付株式の交付を実施する事業年度毎に基本報酬とは別枠で支給されます。

3. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

固定の金銭報酬と非金銭報酬等が交付される場合の非金銭報酬等の比率はおよそ6：4～8：2の割合で支給するものとします。

4. 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

各取締役の基本報酬については、代表取締役及び委員の過半数の社外取締役で構成される報酬委員会（以下「報酬委員会」という。）にて決定、支給されるものとします。

各取締役（社外取締役を除く）の非金銭報酬等としての譲渡制限付株式の交付については、報酬委員会の決定を経た譲渡制限付株式と引換えに払い込まれる金銭報酬債権額について対象取締役に支給することを取締役会において決議するものとします。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	
			基本報酬	譲渡制限付 株式報酬
取 締 役 (うち社外取締役)	4 (1)	97,129 (3,000)	85,719 (3,000)	11,409 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (4)	10,530 (10,530)	10,530 (10,530)	- (-)
合 計 (うち社外役員)	8 (5)	107,659 (13,530)	96,249 (13,530)	11,409 (-)

- (注) 1. 上記の取締役の報酬等の総額には、無報酬の取締役3名（うち社外取締役1名）を除いております。
2. 上記の報酬等の総額以外に、当事業年度において取締役2名が、役員を兼務する当社子会社から役員として受けた報酬等の総額は33,599千円（譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額6,699千円を含む）です。
3. 取締役の報酬限度額は、1999年6月23日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含めない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。
4. 監査役の報酬限度額は、1999年6月23日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
5. 2021年6月25日開催の第22回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入が決議されました。取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は取締役の報酬限度額とは別枠で、年額50百万円以内と決議いただいております。また、各事業年度において取締役（社外取締役を除く）に対し割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限は33,000株であります。
6. 譲渡制限付株式報酬は、当事業年度における費用計上額を記載しております。

④ 責任限定契約の概要

当社は、各社外取締役と各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

⑤ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及びその相続人等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて補填されます。また当該保険契約は役員等の職務執行の適正のため免責金額が設定されておりますので、損害額のうち当該免責金額については補填されず、被保険者である役員等の自己負担となります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役亀山忠秀氏は、当社の筆頭株主で、資本業務提携契約に基づく取引がある株式会社シーアールイーの代表取締役社長であります。
- ・監査役星野隆宏氏は、K&L Gates外国法共同事業法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役平田幸一郎氏は、有限会社アドバンスワンの取締役社長、平田公認会計士事務所の所長、ビープラッツ株式会社の社外監査役並びにランサーズ株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割 に関して行った職務の概要
取締役 亀山 忠 秀	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、不動産ビジネスを行う企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行うなど社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。特に不動産開発業、物流不動産業界に関する専門的見地から意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を適宜行っております。</p>
取締役 小竹 由 紀	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、生活関連製品を製造する東証一部上場企業のCSRの責任者であった際に培った豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行うなど社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。特にCSRの責任者であった経験によって得られた専門的見地から意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を適宜行っております。</p>

・社外監査役

	出席状況及び発言状況
監査役 高山和夫	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、大手生命保険会社で得た内部統制制度の構築や業務監査に関する幅広い知識から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役 星野隆宏	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役 平田幸一郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 行川一郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、会計に関する知識及び幅広い知識から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額(千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,458,959	流 動 負 債	3,446,036
現金及び預金	2,371,635	買掛金	620,798
受取手形、売掛金及び契約資産	1,608,637	未払金及び未払費用	73,089
棚卸資産	1,849,053	短期借入金	645,000
その他の	644,717	1年内返済予定の長期借入金	1,276,700
貸倒引当金	△15,084	未払法人税等	315,263
		契約負債	345,539
		賞与引当金	50,000
		工事損失引当金	2,704
		その他の	116,940
固 定 資 産	9,911,323	固 定 負 債	6,950,252
有 形 固 定 資 産	7,914,277	社債	36,500
建物及び構築物	489,526	長期借入金	6,624,412
機械装置及び運搬具	4,202,505	資産除去債務	115,317
土地	3,019,358	デリバティブ債務	133,801
建設仮勘定	191,269	その他の	40,219
その他の	11,618	負 債 合 計	10,396,288
無 形 固 定 資 産	545,653	(純 資 産 の 部)	
のれん	118,090	株 主 資 本	6,011,094
その他	427,562	資 本 金	1,797,334
投 資 其 他 の 資 産	1,451,392	資 本 剰 余 金	1,876,574
投資有価証券	572,566	利 益 剰 余 金	2,352,607
長期貸付金	230,076	自 己 株 式	△15,421
敷金及び保証金	67,393	その他の包括利益累計額	△122,926
長期前払費用	408,991	その他有価証券評価差額金	△5,940
その他の	172,363	繰延ヘッジ損益	△99,504
		為替換算調整勘定	△17,482
		非 支 配 株 主 持 分	85,827
資 産 合 計	16,370,283	純 資 産 合 計	5,973,994
		負 債 純 資 産 合 計	16,370,283

招集(通知)

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		8,987,865
売 上 原 価		6,561,806
売 上 総 利 益		2,426,059
販売費及び一般管理費		1,196,934
営 業 利 益		1,229,124
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	25,488	
為 替 差 益	80,840	
受 取 家 賃	4,941	
受 取 保 険 金	1,917	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	15,084	
そ の 他	17,339	145,611
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	123,883	
支 払 手 数 料	48,557	
そ の 他	4,323	176,764
経 常 利 益		1,197,971
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	304	304
特 別 損 失		
減 損 損 失	94,607	
固 定 資 産 売 却 損	2,816	
固 定 資 産 除 却 損	1,532	98,956
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,099,319
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	403,223	
法 人 税 等 調 整 額	△10,817	392,405
当 期 純 利 益		706,913
非支配株主に帰属する当期純利益		52,857
親会社株主に帰属する当期純利益		654,055

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,958,352	流 動 負 債	1,020,865
現金及び預金	994,182	短期借入金	300,000
売掛金	40,923	1年内返済予定の長期借入金	540,492
短期貸付金	637,100	未払金	10,115
立替金	347	未払費用	1,908
未収入金	243,578	預り金	5,477
前払費用	45,298	未払法人税等	162,090
その他	4,899	その他	781
貸倒引当金	△7,976	固 定 負 債	4,230,021
固 定 資 産	7,241,737	長期借入金	4,105,495
有 形 固 定 資 産	13,786	デリバティブ債務	124,526
建物附属設備	5,751	負 債 合 計	5,250,886
工具器具備品	2,034	(純 資 産 の 部)	
土地	6,000	株 主 資 本	4,048,327
無 形 固 定 資 産	1,140	資 本 金	1,797,334
ソフトウェア	1,055	資 本 剰 余 金	1,870,136
その他	85	資 本 準 備 金	1,707,334
投 資 其 他 の 資 産	7,226,810	その他資本剰余金	162,802
投資有価証券	411,706	利 益 剰 余 金	396,278
関係会社株式	441,595	その他利益剰余金	396,278
その他の関係会社有価証券	450,284	繰越利益剰余金	396,278
長期貸付金	6,050,417	自 己 株 式	△15,421
長期前払費用	31,367	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△99,124
敷金及び保証金	26,967	その他有価証券評価差額金	△5,306
繰延税金資産	65,907	繰延ヘッジ損益	△93,818
その他	76,564	純 資 産 合 計	3,949,203
貸倒引当金	△328,000	負 債 純 資 産 合 計	9,200,090
資 産 合 計	9,200,090		

招集(通知)

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書
(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		673,772
営業費用		599,418
営業利益		74,353
営業外収益		
受取利息	123,094	
受取配当金	9,470	
為替差益	56,678	
その他の	3,000	
		192,242
営業外費用		
支払利息	83,346	
支払手数料	20,836	
		104,183
経常利益		162,412
特別利益		
新株予約権戻入益	304	304
税引前当期純利益		162,716
法人税、住民税及び事業税	△5,465	
法人税等調整額	△4,969	△10,434
当期純利益		173,151

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社エンバイオ・ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 打越 隆
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 千足 幸男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エンバイオ・ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンバイオ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社エンバイオ・ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 打越 隆
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千足 幸男

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エンバイオ・ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社 エンバイオ・ホールディングス 監査役会
常勤監査役(社外監査役) 高山 和夫 ㊟
社外監査役 星野 隆宏 ㊟
社外監査役 平田 幸一郎 ㊟
社外監査役 行川 一郎 ㊟

以 上

株主総会参考書類

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題であると考えております。一方で内部留保資金を充実させ経営基盤の安定化を図り、事業拡大のための投資等によって一層の企業価値向上を図ることが、株主の皆様に対する最大の利益還元につながると思われ、これまで配当を実施しておりませんでした。

このたび、第23期において上場来最高の連結売上高・利益を計上することができました。一定の経営基盤ができた今期を機に、事業拡大のための投資と継続的な利益還元の両立が可能と判断し、以下のとおり第23期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金8円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は53,158,848円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1.定款変更の理由

(1)目的の変更

当社の子会社である株式会社エンバイオ・エンジニアリングにおいて土壌汚染対策工事における知識、経験を活かした新規事業として水処理装置の設計、製造等並びに修理、点検事業を行うこととなりました。

加えて、当社の自然エネルギー事業における知識、経験を活かした新規事業として、同社において自然エネルギー等による発電設備の設計、製造等並びに修理、点検事業を行うこととなりました。

そこで、親会社としてこれらの事業を当社の目的事項に追加するものであります。

一方で、当社及び同社は労働者派遣事業を行う予定が無いことから、労働者派遣業務について目的事項から削除するものであります。

(2)株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定を設けるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3)相談役、顧問設置規定の削除

コーポレートガバナンスの一層の強化並びに経営の透明性確保の観点から取締役会の決議により相談役及び顧問を設置できるとされていた規定を廃止するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>(商号) 第1条 (条文省略)</p>	<p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p>
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は出資持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配並びに管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(4) (条文省略)</p> <p><u>(5) 労働者派遣業務</u></p> <p><u>(6)～(30)</u> (条文省略) (新設)</p> <p>(31) (条文省略) (新設)</p> <p><u>(32)～(33)</u> (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第3条～第14条 (条文省略)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は出資持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配並びに管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(5)～(29)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(30) 水処理装置の設計、製造、販売、据付、設置及び修理、点検業務</u></p> <p>(31) (現行どおり)</p> <p><u>(32) 自然エネルギー等による発電設備の設計、製造、販売、据付、設置及び修理、点検業務</u></p> <p><u>(33)～(34)</u> (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第3条～第14条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="167 210 742 276"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="167 284 742 576">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="420 656 489 686">(新設)</p> <p data-bbox="167 1029 520 1059">第16条～第20条 (条文省略)</p> <p data-bbox="167 1100 508 1130">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="167 1138 742 1205">第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p data-bbox="1014 284 1090 314">(削除)</p> <p data-bbox="783 616 999 647"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="768 654 1342 796">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="792 804 1342 984">② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="768 1029 1146 1059">第16条～第20条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="768 1100 1105 1130">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="768 1138 1342 1205">第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。また、<u>取締役会の決議により相談役、顧問を定めることができる。</u></p> <p>第22条～第40条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条～第40条（現行どおり）</p> <p>（附則）</p> <p>① <u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

御茶ノ水ソラシティ 1階

ソラシティカンファレンスセンター Room C

TEL 03-6206-4855



交通 JR：御茶ノ水駅 聖橋口より 徒歩約1分

東京メトロ千代田線：新御茶ノ水駅 B2出口直結

東京メトロ丸ノ内線：御茶ノ水駅 出口1より 徒歩約4分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。